

去る平成25年3月21日に設置した2つの特別委員会について、平成26年3月5日に報告を行いました。

中学校給食 検討特別委員会

1 設置の目的

成長期である中学生の心身の健全な発育を促す安心・安全な学校給食の実施について検討するため。

2 委員会開催回数 3回

3 まとめ

特別委員会においては、中学校給食の実施が決定されたなかで、どのような給食の実施方式が広陵町にとつてふさわしいのか検討を行った。大きくは、自校方式とセンター方式のメリット・デメリットを検討し、詳細に分析してみた。

しかしながら、各中学校の敷地に調理場の建設が可能か、また、共同調理場の敷地の確保や建設費用、運営した場合の経常費用など試算も必要であることから、町長と協議の機会を設け話し合いを行った。内容は次のとおりである。

○議会からの推薦委員も含めた検討委員会の立ち上げ

○子どもの人口推移も見据えて検討をしてほしい

○各方式での財政計画

○アレルギーの対応として除去食か代替食か研究をしてほしい

○条件のよい補助金を獲得されたい

町長は、平成26年度に建築し平成27年度実施というのは、スケジューリングに厳しい。資料づくりや各方式の試算に予算を使っていく。しっかりと情報を示していくとの回答であった。

このことを受けて、現在設置された広陵町中学校給食運営委員会を傍聴しながら、今後示される財源計画や学校給食の具体的な方式、運営の形態等について、継続して検討していくものである。



広陵町と県とのネットワーク システム検討特別委員会

1 設置の目的

○広陵町と県との公害等のネットワークシステム作り

○広陵町内の公害建築物等の解体時の届出制度と周知体制の確保

○広陵町百済地内の違法解体問題の検証

2 委員会開催回数 5回

3 まとめ

広陵町百済地内の、違法解体問題の検証を、教育長(当時)らに参考人聴取を通じておこない、県百条委

員会の調査推移に注視しながら問題点の整理をおこなった。

特に、通学路であることから通学児童や、周辺住民の健康被害の観点から検証をおこなった。参考人聴取では、当時の学校教育関係者6名に実施した結果、アスベストに対する認識のなさが確認されており、公害物質であるにもかかわらず行政機関、役場内関連課間の不連携が見いだされた。

職員を始め、住民全体へのアスベストの健康被害認識周知方策と、本町と県、本町内部での公害等のネットワーク構築方策を継続検討する。

3 特別委員会の延長を承認

議会基本条例策定特別委員会の活動期間延長について

中学校給食検討特別委員会設置の活動期間延長について

広陵町と県とのネットワークシステム検討特別委員会の活動期間延長について

活動期限までに目的を達成することができませんので、広陵町議会会議規則第45条第2項の規定により、次のとおり設置している特別委員会の活動期間を延長するものとする。

活動 平成27年3月31日までとし、閉会中も行うことができる。